

J R 四国労組自動車支部ニュース

2019年6月14日（No12／1）

発行責任者／中濱 斉 編集責任者／嶋田 剛好

安全・事故防止に関する 経営協議会開催

J R 四国労組は本日、発第99号で付議した「安全・事故防止に関する経営協議会」を開催した。

組合は今日まで、全組合員の安全に対する意識の高揚、安全・安定輸送の確立、傷害事故防止等、「安全最優先」の企業風土づくりと命を預かる者としての社会的責任を訴えとともに、組合員一人ひとりにあらためて「安全・安心輸送の確立」に向けた取り組みを要請してきた。

今後も「安全輸送の確保」は労使共通の最重要課題であることを再認識し、事故を引き起こさない体制づくりに向けて、会社と協議を行った。

詳細については、今後、業務委員会等の各種会議を通じて報告していくこととする。

【発第99号「2019年度安全・事故防止に関する付議」】

- 1 2018年度の自動車事故、運転阻害事故、傷害事故の概要及び労働災害の発生状況と原因を明らかにするとともに、今後の防止対策等について明らかにされたい。

（会社）

別紙「2018年度自動車事故概要」、「2018年度労働災害の概要」にて回答します。

※「2018年度自動車事故概要」及び「2018年度労働災害の概要」については、今後、業務委員会や各種会議の場を通じて報告していくこととします。

- 2 2019年度の安全・事故防止対策の基本方針と安全・安定輸送体制の充実・強化に向けた取り組みについて明らかにされたい。

（会社）

別紙「2019年度輸送の安全に関する重点施策」参照

安全衛生管理体制については、各支店の安全衛生委員会の充実・強化と、産業医の積極的な活用により、職場における健康管理体制の整備を図りながら、安全輸送体制の充実と傷害事故の撲滅を目指します。

また、安全・安心運転の根幹となる乗務員の健康管理の充実策のひとつとして、定期健康診断結果を基に必要な精密検査の義務付けを図るとともに、その経費は会社負担とする体制を継続します。

一方、健康診断結果の注意を要する人については産業医と就労にあたっての注意事項等について協議し健康管理体制を強化するとともに、記録に残すこととしています。

メンタルヘルスに関しては、ストレスチェックの実施を継続します。

J R 四国労組自動車支部ニュース

2019年6月14日（No12／2）

発行責任者／中濱 斉 編集責任者／嶋田 剛好

3 2018年度の安全輸送設備の設置実績と、2019年度の設備投資・改善計画について明らかにされたい。

（会社）

1 2018年度の主な実績 『 』は2019年6月現在の状況

- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| (1) 老朽車両の取り替え | (高速バス13両 520百万円) |
| | 4月10両、12月2両、2月1両 |
| (2) 高速バス新車に運転注意力モニター等を採用 | (13両追加 計82両『87両』) |
| (3) 高速バス新車に衝突被害軽減ブレーキ、車間距離警報装置を採用 | (13両追加 計69両『74両』) |
| (4) 高速バス新車にサイドビューカメラを採用 | (13両追加 計72両『77両』) |
| (5) 高速バスの異常接近警報装置（ソナーシステム）の拡充 | (13両 1百万円『82両』) |
| (6) 夜行高速バス自動消火装置整備 | (4両追加 1百万円『19両』) |

2 2019年度の主な計画

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| (1) 老朽車両の取り替え | (高速バス12両 621百万円) |
| (2) 通信型ドラレコ及びデジタコー体型ドラレコの導入 | (53両 11百万『39両』) |

4 安全・事故防止に関する意識の高揚及び社員の教育・技術継承の取り組みについて明らかにされたい。

（会社）

適切な研修の実施による意識高揚と技術習得及びグループ体制による相互啓発・人材育成

- (1) 運行管理者、補助運行管理者を対象とした部内研修の実施
- (2) 指導運転係による指導体制の充実強化（指導運転係研修等）
- (3) 乗務員グループ指導体制の充実（グループ活動の計画実施、接客サービス研修）
- (4) 若年運転者の事故防止に向けて、フォローアップ研修の充実強化
- (5) 旅客自動車運転者研修の実施（高齢者乗務員対象）
- (6) 乗務員特別研修の実施（事故、苦情惹起者）
- (7) ヒヤリハット報告の活性化（全員参加）及びデータ分析結果の活用
- (8) 教育訓練支援装置取付車両による研修
- (9) 乗務員車両技術研修
- (10) 優良運転者表彰の実施、事故防止合言葉の設定と募集・表彰
- (11) 異常時対応訓練の実施（運行管理者、指導運転係、グループリーダー、乗務員フォローアップ研修等で事故、車両火災、地震及びバスジャック対応について実施）
- (12) 運転競技会開催による接客と安全意識の醸成

5 今後の脳健診の実実施計画及び安全衛生管理体制の更なる充実に向けた取り組みについて明らかにされたい。

（会社）

脳健診の実実施計画については、今年度から40歳に到達の運転係及び代務運転A指定者15名を対象に実施し、前年度未検診の運転係3名についても受診させます。

その結果、運転係及び代務運転A指定者の受診者は148名となります。

また、運転係の睡眠の質を向上させ安全輸送を図るため、部外講師（株）ニューロスペース）を招き眠気防止や仮眠施設での快適な睡眠がとれるよう睡眠改善研修を実施します。

J R 四国労組自動車支部ニュース

2019年6月14日（No12／3終）

発行責任者／中濱 斉 編集責任者／嶋田 剛好

- 6 交替運転者の配置基準にある「距離による考え方」の1日の走行距離上限600kmの適用は、回送も含めたものとすべきと考えるが、会社の考え方を明らかにされたい。

（会社）

交替運転者の配置基準にある「距離による考え方」の適用を変える考えはありません。

- 7 高齢者等に対する行路の設定や働く職場の確保について、会社の考え方を明らかにされたい。

（会社）

自動車運転係が主体となる職場であり、会社としても職種が限定されるところであり、高齢の場合でも身体機能、健康、運転適性等条件を具備すれば運転係を継続していただきたいと考えています。

職場の確保は、他社出向（JR四国グループ以外）の拡大を含め、引き続き課題と考えています。

健康管理については、健康診断・人間ドックによる検診の実施と要精密検査の場合の速やかな受診のしようを日常的に指導していきます。

高齢者の事故防止については、NASVAの適齢診断（55歳以上）実施とその結果の活用による事故防止の指導を行っていきます。

- 8 「四国～北陸」間の都市間高速バス新設についての進捗状況と、雪害等遅延発生時の異常時対応について考え方を明らかにされたい。

（会社）

2019年6月21日より運行開始が決定し、5月20日に西日本ジェイアールバス株式会社と同時プレス発表を行いました。

雪害等遅延発生時の異常時対応についての考え方は、上り便は室津PA、下り便は多賀SAそれぞれ15分以上遅れが生じている場合、各社の運行管理者に連絡をして対応を調整します。

また運休については、当日の14時で運行の可否の判断をします。

- 9 サービスエリアでの休憩時間中におけるお客様対応について、会社の考え方を明らかにされたい。

（会社）

サービスエリアでの中断時間は実乗務時間に含まれています。必要なお客様対応は従来どおり行うものと考えます。

上記のとおり会社側から説明があった。

さらに、今後も各支店の事務作業の集約化等、厳しい経営環境に柔軟に対応できるよう一層の費用削減方を推進し、財務基盤の強化に向けた施策に取り組むとの考え方が示された。

これに対し組合側は、「安全・事故防止に関する職場諸問題」から具体的に問題提起し、「安全を何より優先する風土の構築、安全文化の醸成」を広く浸透させるため徹底した協議を行い、今後も継続して取り組んでいくことを確認した。

なお、協議内容の詳細については、今後大会及び各種会議等で周知していくこととする。

以 上

2019年度輸送の安全に関する重点施策

2019年6月
ジェイアール四国バス(株)

◇ はじめに

2019年度は、安全方針である「安全綱領」に基づき、事故及び車両故障を着実に減少させるべく全社員が、プロ意識に徹し、ハード、ソフト両面から安全・安心運転の推進に取り組むとともに、安全のPDCAを回す運輸安全マネジメントの取り組みを継続します。

また、「接客サービスの心構え」に基づき、接客レベルの向上を目指す取り組みも引き続き行うこととします。

◇ 輸送の安全に関する基本的な方針(安全方針)

「安全綱領」

- 1 安全は輸送業務の最大の使命である。
- 2 安全の確保は規程の遵守及び執務の厳正から始まり不断の修練によって築きあげられる。
- 3 確認の励行と連絡の徹底は、安全の確保に最も大切である。
- 4 安全の確保のためには、職責をこえて一致協力しなければならない。
- 5 疑わしいときは、手落ちなく考えて、最も安全と認められるみちを採らなければならない。

◇ 事故防止目標

- 1 重大事故を発生させない
- 2 有責事故を減少させる(危険予知と3秒ルールの浸透)
- 3 輸送障害を減少させる(置き去り、出務遅延)

◇ 輸送の安全に関する重点施策(安全重点施策)

1 乗務員研修等の充実

(1) 安全に関する研修

- ・新任乗務員研修(0年～3年運転係対象) 教育訓練車の活用
- ・異常時対応訓練の充実(事故、車両火災、地震、バスジャック)
- ・運転競技会開催による接客と安全意識の醸成(競技種目の変更)
- ・クレフィール湖東での旅客自動車運転者研修の受講(新任)
- ・安全運転中央研修所での旅客自動車運転者研修の受講(高齢者)

(2) サービス研修の継続実施

- ・継続したサービス研修(部外講師を活用)

2 運行管理者等研修

(1) 運行管理者、補助運行管理者を対象とした部内研修の実施

- ・次世代運行管理者の育成、点呼での乗務員指導能力向上(点呼体制の充実)

(2) 指導運転係等研修の実施による乗務員研修の活性化

- ・運行管理者、次世代運行管理者の育成

3 健康起因事故防止の取り組み(健康診断データ、部外コンサルの活用)

- (1)乗務員40才以上の脳検診を実施し、健康起因事故防止を図る
- (2)健康診断結果通知等を活用した面談による健康指導を実施する
- (3)睡眠時無呼吸症候群(SAS)、内臓脂肪症候群(メタリックシンドローム)など検診結果の要注意者に対する治療の指導

4 ヒヤリハット報告、ドラレコデータの活用

- (1)ヒヤリハット報告の分類・分析データを活用し、グループ活動等で危険予知訓練

5 省エネ運転の指導

- (1)新型デジタコデータを活用した教育指導
- (2)新型車両の燃費計等を有効活用し、省エネ運転の推進

6 飲酒運転事故防止の取り組み

- (1)行き先地でのアルコール検知体制(東海、西日本、中国ジェイアールバスと連携)
- (2)アルコール検知器のソフトを最新版に改訂、点検記録保存を可能とした機器の継続使用
- (3)「飲酒事故撲滅の日」(毎月7日)運動の意識付け
- (4)飲酒習慣の把握と必要により健康管理及び生活指導の実施
- (5)飲酒運転防止インストラクターによる正しい飲酒習慣の啓蒙

7 安全装置の導入(衝突被害軽減ブレーキ、通信型ドラレコ、自動消火装置の拡大)

- (1)通信型ドライブレコーダーの高速全車に導入(53両追加)
- (2)ソナーシステムの拡充(新車)
- (3)自動消火装置の拡充(新車)
- (4)新製車両投入による衝突被害軽減ブレーキ等の安全装置拡大
- (5)安全装置を利用した効率的な運行管理
 - ア 通信型ドライブレコーダーの安全運転支援等への活用
 - イ 新型デジタルタコグラフの安全運転及び省エネ運転指導への活用
 - ウ バスロケ及び位置検索システムを活用した運行管理業務支援体制の維持
 - エ 安否確認システムによる情報伝達方法の維持

8 車両技術研修の継続実施

- (1)グループリーダー研修、フォローアップ研修、運行管理者研修等で実施
- (2)各支店のグループ活動で継続実施

9 整備管理者・補助管理者研修の継続実施

- (1)整備管理者と補助整備管理者の技術レベル向上研修
- (2)メンテナンス会議との連携し、新型車両のメンテ技術向上
- (3)義務講習受講漏れ防止対策の確認強化